

障がい福祉計画の目標値

本町では、障がいのある人の自立と自己実現の観点から、地域生活への移行や就労の促進を重点施策として捉えています。そこで、国の目標値設定方針に基づき、以下の4つの項目について平成26年度の目標値を設定し、目標を達成できるよう施策を展開していきたいと考えております。しかし、目標値設定にあたって把握した、障害福祉サービス利用者からの今後のニーズを踏まえると、目標が立てられない状況にあります。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

第1期計画策定時点 (平成17年10月)での 入所者数	平成26年度入所者数	【目標値】 地域生活移行数
16人	17人	0人

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	【目標値】 平成26年度の年間 一般就労移行者数
0人	2人

(3) 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末の 福祉施設利用者数	【目標値】 平成26年度の 就労移行支援事業の利用者数
60人	0人



(4) 就労継続支援（A型）事業の利用者割合

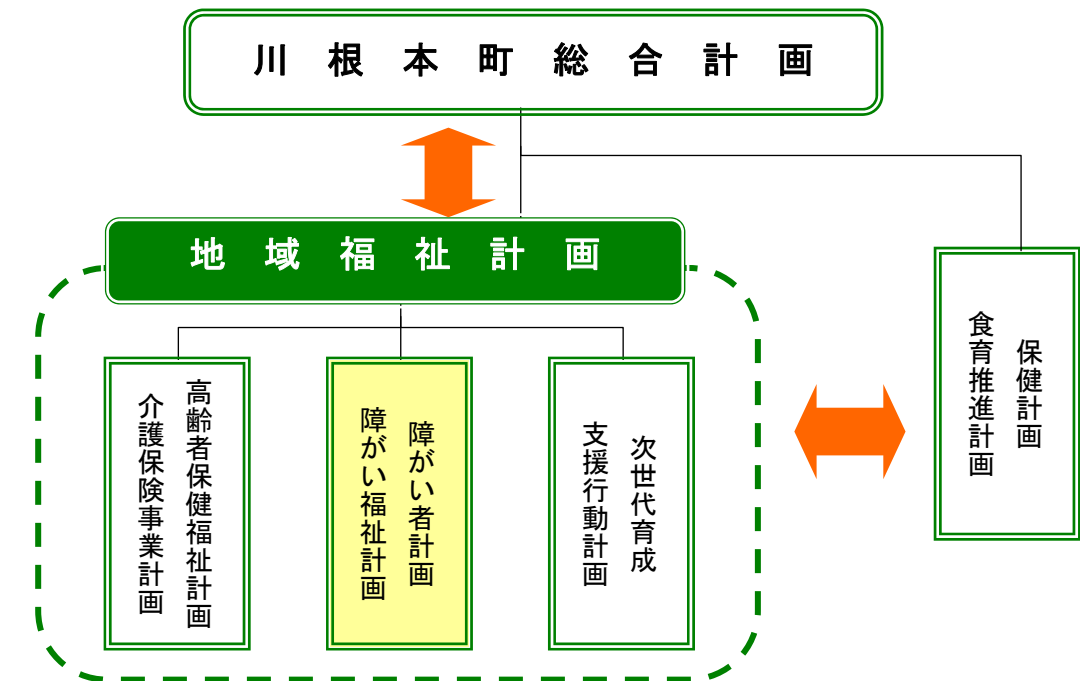
平成26年度末の 就労継続支援（A型） 事業の利用者数（A）	平成26年度末の 就労継続支援（B型） 事業の利用者数	平成26年度末の 就労継続支援 （A型+B型）事業 の利用者数（B）	【目標値】 平成26年度の 就労継続支援（A型） 事業の利用者の割合 （A） / （B）
1人	32人	33人	3.03%

川根本町障がい者総合計画 概要版

第2次川根本町障がい者計画 第3期川根本町障がい福祉計画

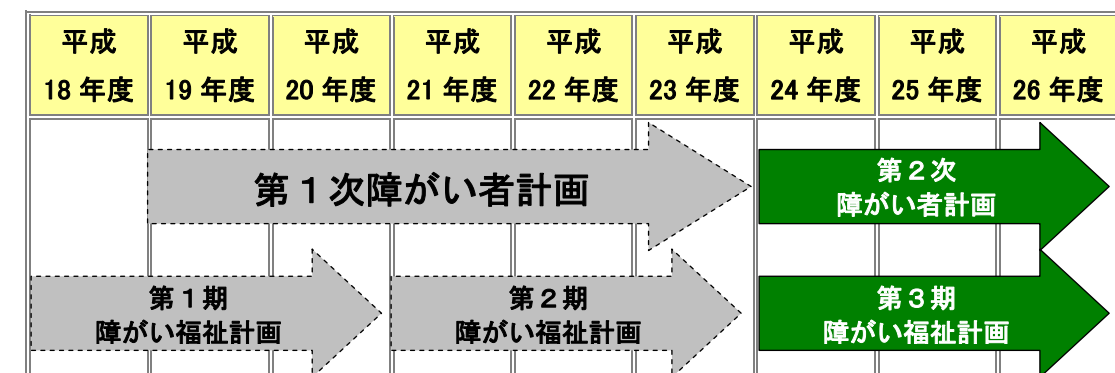
～「自立と尊重」の実現に向けて～

障がいのある人もない人も、ともに社会を構成する一員であり、お互いが住民として尊重されるとともに、地域において生き生きと輝いている暮らしが送れるよう、「ともに暮らす社会」を目指し、人権を尊重した、その人らしく生活できることを目指す「リハビリテーション」の理念のもとに、川根本町では、障がい者福祉推進のための基本理念を「自立と尊重」の実現として掲げ、計画の推進に努めていきます。



計画の期間

第1次障がい者計画は平成19年度から平成23年度までの5カ年を対象期間としていましたが、平成25年度中に予定される国の「障害者総合福祉法（仮称）」施行に即した施策を行うため、今回の第2次障がい者計画は平成24年度から平成26年度までを期間とし、また、3カ年計画で策定される第3期障がい福祉計画も、平成24年度から平成26年度までを対象期間として策定することとします。



川根本町障がい者総合計画 概要版
第2次川根本町障がい者計画 第3期川根本町障がい福祉計画
平成24年3月
発行 川根本町 福祉課

基本理念である「自立と尊重」を目指して、障がい者計画では以下の施策を進めてまいります

1 地域で支える

障がいに対する理解の促進

○障がいのある人の活動や施設についての情報提供や、地域への広報活動支援

さまざまな人との交流

○地域でのイベントに、障がいのある人が積極的に参加したり、地域の人との触れ合いを深めていけるような交流活動の促進

コミュニケーションの支援

○手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣の充実や、誰もが使える情報機器の普及・活用の推進

2 障がい児・者がいきいき暮らすまち

就労・雇用への基盤づくり

○障がいのある人の雇用への理解を深めるための啓発広報活動

雇用促進・就労支援

○障がいのある人の雇用への協力及び各種支援制度の活用についての周知

住まいや施設等のバリアフリー化

○障がいの有無に関係なく、すべての人に配慮した施設・設備の整備や、住宅改良に関する相談・助言、情報提供の充実

障がいのある児童への支援の充実

○障がいのある子どもの総合的な支援を図るための児童発達支援センターの整備や、相談体制の整備

3 見守る力、自立を支援する力をつけよう

充実したサービス提供体制の整備

○住み慣れた地域で自立して生活を送るための基本的なサービスの充実

相談支援体制の強化

○個々のニーズに対応した相談体制の整備

広域ネットワークを含めた施策の検討

○圏域の健康福祉センター、関係機関などとのネットワークの構築

ボランティア団体の育成

○住民主体の地域づくり活動やボランティア活動などの育成・支援

4 防災支援体制をつくろう

普段からの協力体制の確立

○災害等緊急事態に備えた、災害時要援護者登録台帳の充実

防災体制の確立

○それぞれの障がいにあった方法での情報伝達体制の整備

災害時の体制の確立

○避難所等において、障がいのある人等に必要な支援ができるような体制・設備の整備

計画の対象となるサービス

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助のもと、地域の実状に応じて実施される「地域生活支援事業」があります。

サービス体系		
自立支援給付	訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ） ②重度訪問介護 ③行動援護 ④同行援護 ⑤重度障がい者等包括支援
	日中活動系サービス	⑥生活介護 ⑦自立訓練（機能訓練・生活訓練） ⑧就労移行支援 ⑨就労継続支援（A型・B型） ⑩療養介護 ⑪短期入所（ショートステイ）
	居宅系サービス	⑫共同生活援助（グループホーム） ⑬共同生活介護（ケアホーム） ⑭施設入所支援
	相談支援	⑮計画相談支援（計画作成・モニタリング） ⑯地域相談支援（地域移行・地域定着）
地域生活支援事業	町	①相談支援事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③コミュニケーション支援事業 ④日常生活用具給付等事業 ⑤移動支援事業 ⑥地域活動支援センター ⑦その他の事業

